

2022年11月22日

市民の放射線ひばくに関わる三郷市への要望書（2022年版）

三郷市長 木津雅晟殿

放射線から子どもたちを守る三郷連絡会
代表 大場敏明

当連絡会は2011年3月の福島第一原発の事故に伴い、三郷市が首都圏の放射能汚染の“ホットスポット地域”の一つになってしまった現実をふまえて、子どもたちに被ばくによる健康への悪影響が生じないよう必要な措置を講じていただくように各種の提言・要望を提出してまいりました。（これまでの最後の要望は2020年8月26日付）しかし国の定めた基準に沿っての放射能対策は実施されていますが、私たちの提言が十分に生かされていない面も残っているように思われます。

さて事故から11年半を経過して人々の記憶が薄らぎつつある一方、新型コロナウイルス感染症の治療・拡大防止やロシアのウクライナ侵攻に伴う世界的な安全・食料・エネルギーへの不安など新たな大問題が続発して、福島第一原発事故が忘れ去られようとしています。本年5月13日、岸田政権はロシアのエネルギー供給制限による世界的エネルギー危機ならびに脱炭素・地球温暖化問題を利用して、これまでの「原発依存度を可能な限り低減する」という政策を放棄し「（再エネとならんで）原発の最大限の活用」をうたうクリーンエネルギー戦略中間整理を発表しました。この政策は原発による当面のエネルギー確保（再稼働）にとどまらず中長期的な原発依存を進める狙い（稼働年数の延長や新增設）を明らかにしたのですが、これは将来は原発のない社会により安全・安心を確保したいとする民意とかけ離れたものです。

一方、原電（正式名：日本原子力発電株式会社）が推進する東海第2原発の延長・再稼働問題については2021年3月18日に水戸地裁で運転差し止めの画期的判決が出されました。判決は「避難計画やそれを実行する体制が整えられているというにはほど遠い状態で、防災体制は極めて不十分」だと判断しました。

当連絡会は福島原発の事故の処理の問題だけにとどまらず、将来にむかって三郷の子どもたちが安全安心に暮らしていける環境を確保すべく、原発再稼働問題・汚染水の海洋放出問題などについても取り組んでいくことが必要と考えています。

以上のような新しい情勢の中で、以下6点につき貴殿が三郷市民の安全安心のため積極的な姿勢を示していただくよう、ご検討をお願いするものです。

1. 東海第2原発の延長・再稼働に反対意見を表明すること

原電は基本寿命の40年に到達する東海第2原発の稼働20年間延長と再稼働を数度にわたって政府に申請し、原子力規制委員会は2018年11月までにそれを承認しました。しかしながらこの審査基準は国の設定した一定程度の安全基準に達していることを確認しているのみで、国があらゆる条件下での安全を保障したのではなく「想定外の事故」については安全とは言えません。

東海第2原発は関東平野の東北部に位置することから、例えば福島第1原発事故並み、あるいはそれより

も小規模な外部放出事故が起こった時には、遮る山地もなく地元にとどまらず首都圏にも甚大な被害が及ぶことは明白です。

茨城県、千葉県、埼玉県、栃木県、東京都などにある広範な自治体の議会においても反対の意志表示がなされつつあります。埼玉県の自治体でも草加市、吉川市、越谷市、東松山市、朝霞市、熊谷市、新座市、久喜市、富士見市等ですでに東海第2原発の再稼働を認めない趣旨の意見書が採択されています。2021年3月18日に水戸地裁においてすでに再稼働の差し止め判決がでていますが、三郷市でも本件は他人ごとではなく積極的に問題を検討し、意思表示するとともに関係各方面に働きかけ市民の安全をはかるべきです。

2. トリチウム等を含む原発汚染水の海洋放出に反対すること

本年7月22日、原子力規制委員会は東京電力が申請した福島第1原発の汚染水を浄化処理後の水を海洋放出する計画について、安全性に問題はなく、政府方針の要求を満たしているとして計画を認可しました。その後8月2日に福島県と大熊町・双葉町は沖合1kmに放出口を設置するための海底トンネル工事開始に同意し、東電は来年春の放出開始をめざして8月4日から工事を開始しました。

しかし政府と東電は2015年8月、福島県漁連に対して「関係者の理解なしにいかなる処分もしない」と文書で約束してしています。これに対して全国漁業協同組合連合会（JF全漁連）は2021年4月13日付の会長声明において以下の5点を求め、現在に至るまで「海洋放出断固反対」の姿勢を貫いています。

1. 漁業者・国民への説明
2. 風評被害への対応
3. アルプス処理水の安全性の担保
4. 漁業者の経営継続
5. 継続保管等の継続的検討

この状態で政府が海洋放出を強行することは自らの文書約束に違反するものです。

私たち連絡会は上記の漁業者の主張を理解し、支援する一方、トリチウムその他の放射性物質の排出による環境汚染も憂慮しています。他の核種においても基準値超えのまま放出することは認められませんが、特にトリチウムは通常の放射性物質とは違い、水素原子として有機結合して体内に取り込まれる危険性が指摘されています。また原発の排出口の下流にある河口では長期間にわたり有機結合トリチウムが沈殿物として存在することが確認されています。

このような問題点をふまえ、当連絡会も「トリチウムを含む福島原発放射性廃液の海洋投棄に反対する決議」*¹に賛同しました。原発汚染水に限らず放射性廃棄物は安全に保管して自然減衰を待つのが基本です。

原発汚染水の海洋放出については「漁業者の持続可能な生業に障害を発生し、またさらなる環境の放射能汚染を悪化させる原発汚染水の海洋放出は好ましくない」という立場から三郷市として、反対の意志を表明すべきです。

3. 福島県民健康調査（甲状腺エコー検査）の長期的継続

福島県民健康調査では事故当時18才以下だった子どもで、2011年秋以降に甲状腺がん(悪性あるいは悪性疑い)と診断された患者は274名となりました(2021年9月現在)*² そのほかの集計外43名を合わせると(良性1名を除いて)316名となります*³。福島県立医科大学の手術の責任者である鈴木眞一教授は過剰診療を否定していますが、今後の検診の案内では甲状腺エコー検査のメリット・デメリットを詳しく説

明することとなりました。

一方、近年「過剰検診」を唱える委員は学校での検診継続に異議を唱えており、福島県民健康調査の縮小への動きは強まっています。これは原発事故の影響の有無について科学的判断を出さないで健康被害を闇に葬ることにもなりかねないものと危惧します。

そもそも、発電における原発依存政策を推進してきた国としては、福島事故による子どもたちの健康被害の有無の調査を続け、また実際に発がん等があった場合の早期発見早期治療や医療費負担の体制を維持する責任があります。福島事故の健康被害をあいまいにすることは決して許されません。

この間の注目のすべき動きとしては東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質の影響で甲状腺がんになったとして、2011年の事故当時、福島県内に住んでいた17～28歳の男女7人が東電ホールディングスに計6億1600万円の損害賠償を求めた裁判が開始されたことです。甲状腺がんの発症と福島第一原発の事故との因果関係は不明であるとされていますが、実際に発がんした原告には生活に支障が出たり、将来の進路をあきらめたり、深刻な被害がでています。個々人の発がんが福島第一事故との因果関係が証明されなくても国・東電は責任をとるべきです。

福島県以外の都県においては福島の状態を基準として対策が判断されてきた経緯もあります。福島県の健康調査の体制を長期にわたり維持するよう三郷市としても要求すべきです。

4. 放射性汚染土の安全管理の強化と情報の透明性

三郷市では福島事故直後に公有地については放射性汚染土を除去する作業を実施し、その多くが現地に仮置き状態になっています。当時は覆土など安全な処置をしたとしても、年数が経過して地形が変化したり、覆土が流出したりして汚染土が露出する危険性もあります。環境省の作成したガイドライン（特措法施行規則第15条、第24条に基づくもの）では汚染土を埋め立てて覆土した場所は囲いを設け、立札を立てることとなっていますが三郷市ではそれが実施されていません。2020年の三郷市のご回答では覆土が十分なされていれば囲いや立札を設ける必要はないという例外措置が認められているとしていますが、個人の放射線被ばく回避への考え方は様々ですから、「放射線量の高かった汚染土壌を埋め込んでありますが現在は地表面は $XX\mu\text{Sv/h}$ 以下のレベルにあり安全です」というように市民誰でもがその場で汚染物質の存在と安全性がわかるような情報を掲示すべきです。

5. 三郷市の放射能対策の維持・強化

三郷市では小中学校など公有地の敷地内の放射線強度測定や給食の放射能測定など、「放射性物質汚染対処特措法」（平成二十三年八月三十日法律第百十号）に基づく「汚染状況重点調査地域」としての放射能対策を講じてきました。

2011年3月の福島第一原発事故の発生以来、11年半が経過しました。国が発表している県立三郷高校のモニタリングポストでの空間放射線量測定値を見ると（添付図1参照）、測定開始時期以前に除染作業が行われたと推定されることとその後には放射線量の自然低減作用に基づくと思われる低減がみられ2022年には $0.07\mu\text{Sv/h}$ を下回るレベルまで低下しています。ただし2012年3月から2017年3月までの5年間に $0.17\mu\text{Sv/h}$ から $0.08\mu\text{Sv/h}$ まで半減していますが（セシウム134の低減が主体と思われます）その後現在

に至る 5 年間では $0.02\mu\text{Sv/h}$ 弱しか低下しておりません。これは半減期 30 年のセシウム 137 が主体となった現状では低減速度が非常に緩やかになっていることを示します。それでも「大きく減少した」という観点もできますが、ホットスポットではない地点として参考にかかげた熊谷市の値と比較すると事故直後は 2 倍以上、現在でも 5 割増しの値を示しています。

また添付図 2 を参照しますと三郷市のなかで三郷高校のモニタリングポストの値と市民による一般地点（除染なし）の測定値とを比較すれば事故から 3 から 7 年後くらいまではモニタリングポストより高い値が（特に地上 5cm で）計測されていましたが、その後は徐々にモニタリングポストの値に近づいて現在はほぼ同じレベルにあるという経緯をたどっていると思われます。

以上みたように三郷市民の年間被ばく線量は近隣のホットスポット外の地点より 10 割から 5 割以上は高い値となってきたことが推定され、この傾向は現在でも続いています。このように事故後 11 年が経過したとはいえ、空間放射線量の変化傾向から判断しても、過去の問題とするわけにはいかず特に子どもの被ばく線量の低減をめざす放射能対策の必要性は減じていません。

6. 市民の自主的健康調査などへの理解と協力

関東子ども健康調査支援基金と協力して当連絡会を中心とする市民が三郷市で甲状腺エコーの自主検診を続けています。2020 年、21 年は新型コロナウイルスの影響により中止せざるをえませんでした。2022 年 6 月 26 日には 1 日だけのコンパクトな検査を実施し、合計 43 人の受診者がありました。三郷市の広報や地域新聞にも簡単な記事としてとりあげていただいた効果もあり、アンケートでは「初めて参加」「初めて知った」の回答がまだにありました。本来公的機関が果たすべき役割を代替する性格もあるこのような自主的な取り組みについて、市としてもご理解とご協力をお願いしたいと思います。当面具体的には広報面でのさらなるご協力をお願いします。

*¹ 出典：トリチウムを含む福島原発放射性廃液の海洋投棄に反対する決議（市民と科学者の内部被曝問題研究会有志及び内部被曝を憂慮する市民と科学者、2018 年 7 月 20 日）

<http://www.acsir.org/news/news.php?34>

*² 出典：第 44 回「県民健康調査」検討委員会（令和 4 年 5 月 13 日）参考資料 3 甲状腺検査結果の状況

*³ 出典：第 19 回甲状腺検査評価部会（令和 4 年 8 月 1 日）資料 2 甲状腺検査対象者におけるがん登録と甲状腺検査で把握された悪性、悪性疑い、甲状腺がんの症例数

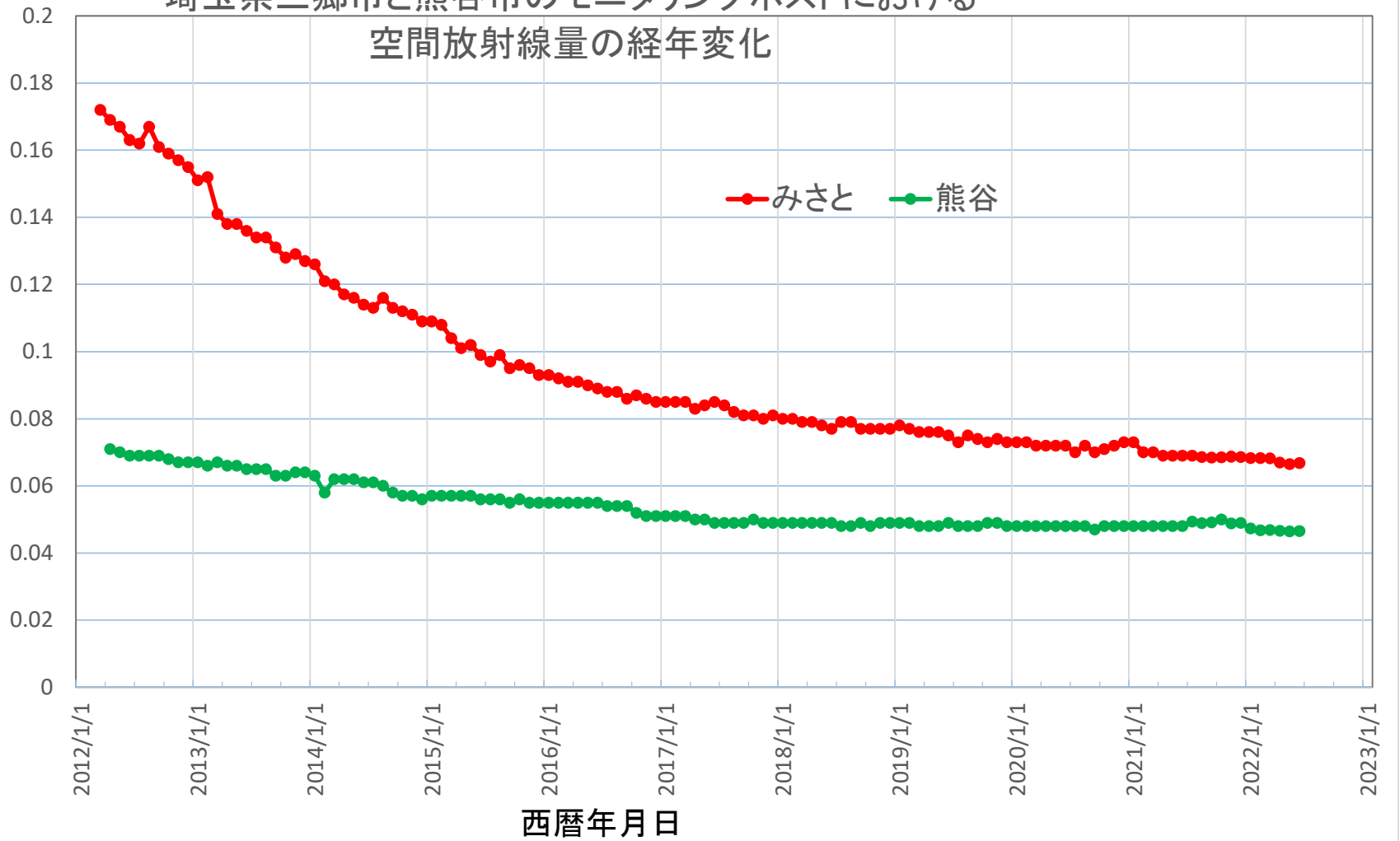
以上

添付図 1：埼玉県三郷市と熊谷市のモニタリングポストにおける空間放射線量の経年変化
（2012 年 3 月から 2022 年 6 月）

添付図 2：三郷市の空間放射線量の経年変化（2）

モニタリングポスト値と三郷文化会館東側の測定値（地上 1 m、5 cm）との比較
（2012 年 3 月から 2022 年 6 月）

埼玉県三郷市と熊谷市のモニタリングポストにおける 空間放射線量の経年変化



三郷市の空間放射線量の経年変化 (2)

モニタリングポスト値と三郷文化会館東側の測定値(地上1m、5cm)との比較

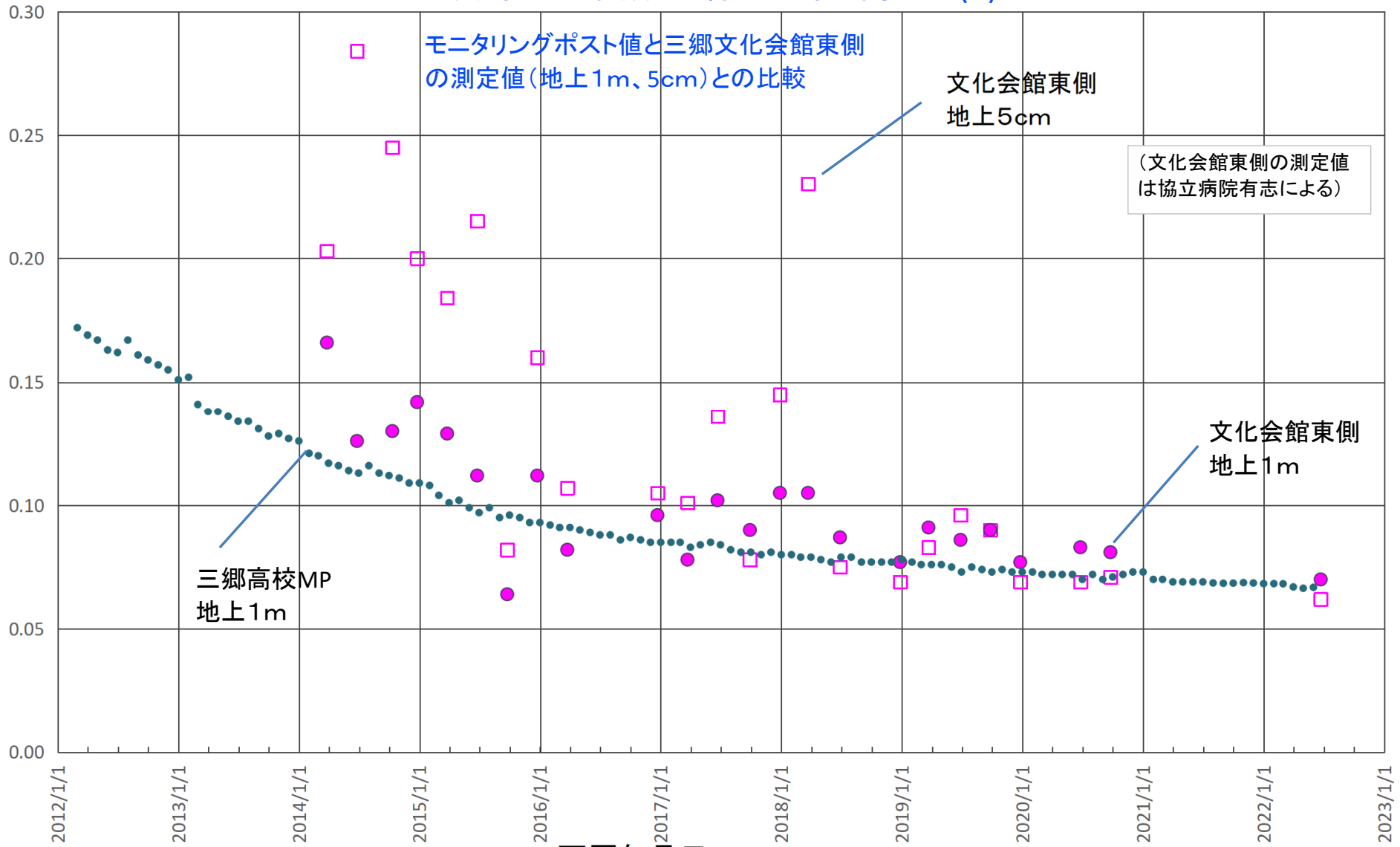
文化会館東側
地上5cm

(文化会館東側の測定値は協立病院有志による)

文化会館東側
地上1m

空間放射線量 $\mu\text{Sv/h}$

三郷高校MP
地上1m



西暦年月日